

別表 採択要件及び助成対象経費

事業種目	事業内容	事業実施主体	採択要件	補助率	助成対象経費
1 とちぎグリーン農業スタンダード化推進事業費	化学肥料・化学農薬の低減に寄与する栽培技術の導入に必要な機械・設備・資材の導入に対する助成	市町村 農業協同組合 農業生産組織 ¹⁾ 農地所有適格法人 ²⁾ 協議会 ³⁾	以下の要件を全て満たすものであること 1 受益面積 30 a 以上（施設栽培については 10a 以上）の取組であること 2 受益農家 3 戸以上の取組であること 3 受益農家全員がみどり認定 ⁴⁾ を受けている又は令和 8 年度中に認定を受ける見込みがあること	1 / 2 以内	農業機械・設備・資材の導入に要する経費 ※実施要領第 9 の 1 に定めるものを除く

- ※ 1) 「農業生産組織」とは、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営、その他補助事業の実施に必要な事項についての定めがあるものをいう。
- 2) 「農地所有適格法人」とは、農地法第 2 条第 3 項に規定する農地所有適格法人であって、かつ、同一世帯ではない 3 名以上の者で構成する法人をいう。
- 3) 「協議会」とは、市町が参画しており、代表者、組織及び運営、その他補助事業の実施に必要な事項についての定めがあるものをいう。
- 4) 「みどり認定」とは、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和 4 年法律第 37 号）第 19 条第 1 項に規定する環境負荷低減事業活動実施計画又は法第 21 条第 1 項に規定する特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定をいう。